

平成 31 年度狛江市主任昇任試験実施要項

平成 31 年度狛江市主任昇任試験を次のように実施する。

1 試験の目的

本試験は、意欲と能力のある職員を主任（行政職給料表（1）における 2 級の主任）に昇任させるための試験として、受験希望職員に対して実施する。

2 受験資格

令和 2 年 3 月 31 日現在、行政職給料表（1）1 級に属する職員で、在職 6 年以上かつ年齢 28 歳以上 59 歳未満のもの

※在職年数には、採用前の職歴を 8 割で換算した年数を加えることができる。ただし、6 月以上の端数があるときは 1 年とする。

3 受験できない職員

休職又は停職を命じられている職員で、試験日前日までに復職できない場合は、受験することができない。

4 試験の方法

第一次試験：筆記試験，論文試験，勤務評価
第二次試験：面接試験（第一次試験合格者のみ）

5 試験日程

第一次試験：令和元年 12 月 22 日（日）午後 2 時から 4 時 30 分まで
第二次試験：令和 2 年 2 月 9 日（日）時間未定
※ 会場については別途連絡する。

6 合否の決定

第一次試験の合格者に対し第二次試験を実施し、第一次試験及び第二次試験の結果を総合的に判定し、合否を決定する。
なお、最終結果は、受験者本人に文書で通知する。

7 合格者の取扱い

本試験の合格者は、令和 2 年 4 月 1 日に行政職給料表（1）における 2 級の主任として昇任する。

8 その他

- （1）本試験を受験する際の、超過勤務手当、休日給及び試験会場まで交通機関を利用した場合の運賃は支給しない。
- （2）試験合格後、主任に昇任されるまでの間に主任としてふさわしくないと認められる行為等があった場合は、合格を取り消すことがある。
- （3）試験の結果については、受験者本人の請求により、当該受験者の結果に限り開示する。
- （4）本試験を受験する際に、上司の承認、報告等は必要としない。また、受験に関し秘密に属する事項（受験者名等）は公表しない。

平成 31 年度狛江市管理職昇任試験実施要項

平成 31 年度狛江市管理職昇任試験を次のように実施する。

1 試験の目的

本試験は、意欲と能力のある職員を管理職（行政職給料表（1）における 4 級）に昇任させるための資格を与える試験として受験希望職員に対して実施する。

2 受験資格

令和 2 年 3 月 31 日現在、行政職給料表（1）3 級に属する職員で、係長職（係長相当職を含む。）経験 2 年以上かつ年齢 38 歳以上 59 歳以下のもの

3 受験できない職員

休職又は停職を命じられている職員で、試験日前日までに復職できない場合は、受験することができない。

4 試験の方法

第一次試験：論文試験，勤務評価

第二次試験：面接試験（第一次試験合格者のみ）

5 試験日程

第一次試験：令和元年 12 月 22 日（日）午後 2 時から 3 時 10 分まで

第二次試験：令和 2 年 2 月 9 日（日）時間未定

※ 会場については、別途連絡する。

5 合否の決定

第一次試験の合格者に対し第二次試験を実施し、第一次試験及び第二次試験の結果を総合的に判定し、合否を決定する。

なお、最終結果は、受験者本人に文書で通知する。

6 合格者の取扱い

本試験の合格者は、管理職に昇任する資格を有する者とし、成績順に管理職候補者名簿に登載し、令和 2 年 4 月 1 日以降に名簿の上位の者から昇任する。

管理職への昇任は、職種を定めず登用するため、必ずしも同職種の管理職に昇任するとは限らない。

7 その他

（1）本試験を受験する際の、超過勤務手当、休日給及び試験会場まで交通機関を利用した場合の運賃は支給しない。

（2）試験合格後、管理職に昇任されるまでの間に管理職としてふさわしくないと認められる行為等があった場合は、合格を取り消すことがある。

（3）試験の結果については、受験者本人の請求により、当該受験者の結果に限り開示する。

（4）本試験を受験する際に、上司の承認、報告等は必要としない。また、受験に関し秘密に属する事項（受験者名等）は公表しない。

平成 31 年度狛江市技能・労務系職員の主任昇任試験実施要項

平成 31 年度狛江市技能・労務系職員の主任昇任試験を次のように実施する。

1 試験の目的

本試験は、意欲と能力のある職員を主任（行政職給料表（2）における 2 級の主任）に昇任させるための試験として、受験希望職員に対して実施する。

2 受験資格

令和 2 年 3 月 31 日現在、行政職給料表（2）1 級に属する職員で、在職 10 年以上かつ年齢 35 歳以上 59 歳以下のもの

3 受験できない職員

休職又は停職を命じられている職員で、試験日前日までに復職できない場合は、受験することができない。

4 試験の方法

論文試験，勤務評価

5 試験日程

令和元年 12 月 22 日（日）午後 3 時 30 分から 4 時 40 分まで

※ 会場については、別途連絡する。

6 合否の決定

論文試験の結果と勤務評価を総合的に判定し、合否を決定する。

なお、試験結果は、受験者本人に文書で通知する。

7 合格者の取扱い

本試験の合格者は、令和 2 年 4 月 1 日に行政職給料表（2）における 2 級の主任として昇任する。

8 その他

（1）本試験を受験する際の、超過勤務手当、休日給及び試験会場まで交通機関を利用した場合の運賃は支給しない。

（2）試験合格後、主任に昇任されるまでの間に主任としてふさわしくないと認められる行為等があった場合は、合格を取り消すことがある。

（3）試験の結果については、受験者本人の請求により、当該受験者の結果に限り開示する。

（4）本試験を受験する際に、上司の承認、報告等は必要としない。また、受験に関し秘密に属する事項（受験者名等）は公表しない。

平成 31 年度狛江市技能・労務系職員の主査昇任試験実施要項

平成 31 年度狛江市技能・労務系職員の主査昇任試験を次のように実施する。

1 試験の目的

本試験は、意欲と能力のある職員を主査（行政職給料表（2）における 3 級の主査）に昇任させるための試験として、受験希望職員に対して実施する。

2 受験資格

令和 2 年 3 月 31 日現在、行政職給料表（2）2 級に属する職員で、主任経験 2 年以上かつ年齢 45 歳以上 59 歳以下のもの

3 受験できない職員

休職又は停職を命じられている職員で、試験日前日までに復職できない場合は、受験することができない。

4 試験の方法

第一次試験：論文試験、勤務評価

第二次試験：面接試験（第一次試験合格者のみ）

5 試験日程

第一次試験：令和元年 12 月 22 日（日）午後 3 時 30 分から 4 時 40 分まで

第二次試験：令和 2 年 2 月 9 日（日）時間未定

※ 会場については、別途連絡する。

6 合否の決定

第一次試験の合格者に対し第二次試験を実施し、第一次試験及び第二次試験の結果を総合的に判定し、合否を決定する。

なお、最終結果は、受験者本人に文書で通知する。

7 合格者の取扱い

本試験の合格者は、令和 2 年 4 月 1 日に行政職給料表（2）における 3 級の主査として昇任する。

8 その他

（1）本試験を受験する際の、超過勤務手当、休日給及び試験会場まで交通機関を利用した場合の運賃は支給しない。

（2）試験合格後、主査に昇任されるまでの間に主査としてふさわしくないと認められる行為等があった場合は、合格を取り消すことがある。

（3）試験の結果については、受験者本人の請求により、当該受験者の結果に限り開示する。

（4）本試験を受験する際に、上司の承認、報告等は必要としない。また、受験に関し秘密に属する事項（受験者名等）は公表しない。

平成 31 年度狛江市技能・労務系職員の統括主査昇任試験実施要項

平成 31 年度狛江市技能・労務系職員の統括主査昇任試験を次のように実施する。

1 試験の目的

本試験は、意欲と能力のある職員を統括主査（行政職給料表（2）における4級の統括主査）に昇任させるための試験として、受験希望職員に対して実施する。

2 受験資格

令和2年3月31日現在、行政職給料表（2）3級に属する職員で、主査職在職2年以上かつ年齢50歳以上59歳以下のもの

3 受験できない職員

休職又は停職を命じられている職員で、試験日前日までに復職できない場合は、受験することができない。

4 試験の方法

第一次試験：論文試験、勤務評価

第二次試験：面接試験（第一次試験合格者のみ）

5 試験日程

第一次試験：令和元年12月22日（日）午後3時30分から4時40分まで

第二次試験：令和2年2月9日（日）時間未定

※ 会場については、別途連絡する。

6 合否の決定

第一次試験の合格者に対し第二次試験を実施し、第一次試験及び第二次試験の結果を総合的に判定し、合否を決定する。

なお、最終結果は、受験者本人に文書で通知する。

7 合格者の取扱い

本試験の合格者は、令和2年4月1日に行政職給料表（2）における4級の統括主査として昇任する。

8 その他

（1）本試験を受験する際の、超過勤務手当、休日給及び試験会場まで交通機関を利用した場合の運賃は支給しない。

（2）試験合格後、統括主査に昇任されるまでの間に統括主査としてふさわしくないと認められる行為等があった場合は、合格を取り消すことがある。

（3）試験の結果については、受験者本人の請求により、当該受験者の結果に限り開示する。

（4）本試験を受験する際に、上司の承認、報告等は必要としない。また、受験に関し秘密に属する事項（受験者名等）は公表しない。